

令和5年3月3日招集

第1回定例会会議録

君津富津広域下水道組合議会

令和5年第1回君津富津広域下水道組合議会定例会会議録

1. 招集年月日 令和5年3月3日
1. 招集の場所 君津市議会全員協議会室
1. 開会の日時 令和5年3月3日 午後3時00分
1. 出席議員 12名
- | | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 宇野晋平君 | 2番 | 村上幸人君 |
| 4番 | 千倉淳子君 | 5番 | 高橋健治君 |
| 6番 | 下田剣吾君 | 7番 | 諸岡賛陞君 |
| 8番 | 三木千明君 | 9番 | 磯貝清君 |
| 10番 | 三浦道雄君 | 11番 | 平野英男君 |
| 12番 | 石井志郎君 | 13番 | 小泉義行君 |
1. 欠席議員 2名
- | | | | |
|----|-------|-----|-------|
| 3番 | 宮崎晴幸君 | 14番 | 中川茂治君 |
|----|-------|-----|-------|
1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名
- | | | | |
|---------|--------|--------|--------|
| 管理者 | 石井宏子君 | 副管理者 | 高橋恭市君 |
| 監査委員 | 磯貝昭一君 | 会計管理者 | 河野喜代子君 |
| 事務局長 | 長田幸二君 | 総務課長 | 曾根欣一君 |
| 管理課長 | 江利角英生君 | 建設課長 | 鳥部裕志君 |
| 総務課主幹 | 館林喜昭君 | 管理課主幹 | 松下順一君 |
| 総務課総務係長 | 笠原隆文君 | 建設課長補佐 | 吉岡貴幸君 |
| 管理課処理場長 | 平野浩一君 | | |
1. 職務のため出席した者の職氏名
- | | | | |
|---------|------|-------|-------|
| 総務課主任主事 | 土田剛史 | 総務課主事 | 佐々木悠太 |
|---------|------|-------|-------|

開会及び開議

令和5年3月3日午後3時00分

○議長（石井志郎君） 皆さん、こんにちは。本日は大変お忙しいところ、ご出席をいただきまして、ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は12名でございます。よって、定足数に達しておりますので、これより、令和5年第1回君津富津広域下水道組合議会定例会を開会し、本日の会議を開きます。

なお、3番、宮崎晴幸君、14番、中川茂治君から欠席届が提出されておりますので、ご報告いたします。

諸般の報告

○議長（石井志郎君） 日程に入るに先立ちまして、諸般の報告をいたします。

地方自治法第121条の規定による出席者は、別紙印刷物によりご了承願います。

次に、監査委員から、令和4年10月分から12月分までの現金出納検査の結果報告がありました。下水道組合総務課にその写しがございますので、ご覧ください。

次に、本日、管理者から議案の送付があり、これを受理いたしました。また、平野英男君から発議案第1号 君津富津広域下水道組合議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてが、所定の賛成者とともに、会議規則第14条第1項の規定により提出されましたので、併せてご報告いたします。

なお、議案につきましては、お手元に配付のとおりでございます。

次に、本日、写真撮影の申出があり、これを許可いたしましたので、ご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

(参照)

君富下総第510号
令和5年3月3日

君津富津広域下水道組合議会
議長 石井志郎様

君津富津広域下水道組合
管理者 石井宏子

付議議案の送付について

令和5年第1回君津富津広域下水道組合議会定例会に付議する議案について別紙のとおり送付します。

記

議案第1号 君津富津広域下水道組合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について
議案第2号 君津富津広域下水道組合情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について

- 議案第3号 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第4号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 議案第5号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第6号 令和4年度君津富津広域下水道組合下水道事業会計補正予算（第2号）
- 議案第7号 令和5年度君津富津広域下水道組合関係市負担金及び出資金の負担方法について
- 議案第8号 令和5年度君津富津広域下水道組合下水道事業会計予算

○

議事日程の決定

○議長（石井志郎君） 次に、本日の日程につきましては、会議規則第20条の規定により議長において定め、印刷配付してございます。

この日程に従いまして会議を進めてまいりますので、ご了承願います。

○

管理者挨拶

○議長（石井志郎君） ここで管理者から開会に当たり挨拶があります。

管理者、石井宏子君。

（管理者石井宏子君登壇）

○管理者（石井宏子君） 開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、令和5年第1回君津富津広域下水道組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様にはご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

本定例会に提案いたします議案は、お手元の議案書のとおり、条例の制定が5件、令和4年度の補正予算が1件、令和5年度の関係市負担金及び出資金の負担方法について並びに当初予算の8議案でございます。後ほど提案理由の説明をさせていただきますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。開会に当たっての挨拶とさせていただきます。

○議長（石井志郎君） 以上で管理者の挨拶は終わりました。

○

日程第1 会期の決定

○議長（石井志郎君） 日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

会期は本日1日としたいと存じますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（石井志郎君） ご異議ないものと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

○

日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（石井志郎君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において、1番、宇野晋平君、4番、千倉

淳子君を指名いたします。

○

(提案理由説明、補足説明、質疑、討論及び採決)

日程第3 議案第1号から議案第8号まで

○議長(石井志郎君) 日程第3、議案第1号から議案第8号までを一括議題といたします。

なお、議案の朗読につきましては省略いたしますので、ご了承願います。

直ちに提案理由の説明を求めます。

管理者、石井宏子君。

(管理者石井宏子君登壇)

○管理者(石井宏子君) 議案第1号から議案第8号までを一括して提案理由の説明を申し上げます。

初めに、議案第1号 君津富津広域下水道組合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について。

本議案は、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い同法の規定が適用されることとなったことから同法の施行について必要な事項を定めるため、新たに条例を制定しようとするものでございます。

次に、議案第2号 君津富津広域下水道組合情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について。

本議案は、個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、同法の規定が適用されることとなったことから、情報公開及び個人情報の保護に関し、審査請求及び個人情報保護制度に係る調査審査を併せて取り扱う諮問機関を設置するため、新たに条例を制定しようとするものでございます。

次に、議案第3号 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

本議案は、地方公務員法の一部改正に伴い、職員の定年を段階的に引き上げるとともに、管理監督職勤務上限年齢制及び定年前再任用短時間勤務制を導入しようとするため、職員の定年等に関する条例の一部を改正しようとするものでございます。

次に、議案第4号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について。

本議案は、地方公務員法の一部を改正する法律による地方公務員法の一部改正に伴い、定年引上げに係る60歳を超える職員の給与の特例や降給に関する必要な事項を定めるとともに、所要の規定の整備を行うため、関係条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第5号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

本議案は、令和4年10月13日の千葉県人事委員会の勧告において、一般職員の給料月額及び期末・勤勉手当の引上げを行ったことから、会計年度任用職員においても支給状況を考慮し、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正しようとするものでございます。

次に、議案第6号 令和4年度君津富津広域下水道組合下水道事業会計補正予算(第2号)。

本議案は、資本的収入予算を、1億8,779万2,000円減額し、5億6,703万5,000円に、また、資本的支出予算を1億9,177万4,000円減額し、9億5,932万5,000円にしようとするものでございます。補正予算の主な内容は、君津富津終末処理場ストックマネジメント更新事業の国庫補助金の内示額が要望額を下回ったことによる事業の見直しに伴い、事業費及びその財源について減額するものであります。

次に、議案第7号 令和5年度君津富津広域下水道組合関係市負担金及び出資金の負担方法について。

本議案は、議案第8号の令和5年度君津富津広域下水道組合下水道事業会計予算における所要経費に係る職員人件費のうち、君津市及び富津市が負担する額の負担方法について、君津富津広域下水道組合同規約第14条第3項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第8号 令和5年度君津富津広域下水道組合下水道事業会計予算は、市民の生活環境の向上を目指し、引き続き、未整備区域の解消に向けて、管渠及び終末処理場を整備するとともに、施設を適正に管理するため、収益的収入総額31億3,846万4,000円、収益的支出総額29億9,076万9,000円、また、資本的収入総額11億1,049万4,000円、資本的支出総額15億3,169万9,000円の予算を計上するものでございます。

以上、議案第1号から議案第8号までについて、一括して提案理由の説明を申し上げましたが、これらにつきまして、事務局長から、補足説明させますので、よろしくご審議をいただきますよう、お願い申し上げます。

○議長（石井志郎君） 以上で管理者の提案理由の説明が終わりましたので、補足説明を求めます。

事務局長、長田幸二君。

（事務局長長田幸二君登壇）

○事務局長（長田幸二君） それでは、議案第1号から議案第8号までについて、補足説明を申し上げます。

初めに、議案第1号 君津富津広域下水道組合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についてご説明申し上げますので、議案書の1ページをご覧ください。

本議案は、令和3年5月に個人情報保護法が改正され、令和5年4月1日から地方公共団体の個人情報保護制度が法適用となることを受け、現行の個人情報保護条例を廃止し、法律を施行するために必要な事項を定める条例を新たに制定しようとするものでございます。

2ページをご覧ください。

第1条につきましては、本条例の趣旨を、第2条では用語の定義を、第3条では、個人情報取扱事務について登録簿を作成し閲覧できるようにするものです。第4条では、開示請求書に記載する事項について規則で定めようとするものでございます。第5条では、開示情報について、法律の規定が適用されますが、情報公開条例との整合を図り、公務員等の氏名に係る部分について、開示情報として定めようとするものでございます。第6条では、開示決定等の期限を請求があった日から、14日以内に開示しようとするものでございます。

なお、事務上の困難などの理由がある場合には、開示決定等の期限を30日以内に延長しようとするものでございます。

第7条では、開示決定の期限に関する特例として個人情報が著しく大量である場合などは、期限内に一部について開示決定し、期限を延長しようとするものでございます。第8条では、開示請求に係る手数料は無料とします。ただし、開示に際し、文書や図画の写しなどの供与をする場合には、その費用負担を求めようとするものでございます。第9条では、組合が保有する個人情報に誤りがある場合の訂正請求の手続について、第10条では、組合が保有する個人情報の利用停止請求の手続について定めようとするものでございます。第11条では、個人情報の適正な取扱いを確保するため、専門的な

知見に基づく意見を聞くことが必要であるときは、審査会へ諮問することができるよう定めるものがございます。第12条では、毎年1回、運用状況を公表するよう定めるものがございます。

附則でございますが、附則第1項につきましては、令和5年4月1日を施行期日とするものがございます。第2項は、本条例の制定に伴い、君津富津広域下水道組合個人情報保護条例を廃止しようとするものがございます。第3項から第7項は、現行の個人情報保護条例の事務により知り得た情報を不当に利用してはならないことや、罰則等について経過措置を規定しようとするものがございます。第8項は、議案参考資料の1ページをご覧いただきたいと思っております。

本条例の制定に合わせまして新旧対照表のとおりとなりますが、君津富津広域下水道組合情報公開条例に基づく開示請求の手数料等の規定について、別表で規定していたものを条文で規定するものがございます。

次に、議案第2号 君津富津広域下水道組合情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について説明申し上げます。

もう一度、議案書の7ページをご覧いただきたいと思っております。

議案第1号で説明しましたとおり、個人情報の保護に関する法律施行条例の制定に合わせ、君津富津広域下水道組合情報公開条例に規定する君津富津広域下水道組合情報公開・個人情報保護審査会に関する必要な事項を整備するため、新たに条例を制定しようとするものがございます。

8ページをご覧ください。

第1条につきましては、趣旨を、第2条では、用語の定義を、第3条では、審査会が行う事務を定めようとするものがございます。

事務の内容としましては、情報公開請求及び個人情報の開示の請求の開示決定等に係る審査請求について調査審議すること、また、個人情報の適正な取扱いを確保するための諮問に対し、調査審議することとしております。

第4条では、審査会を組織する委員の数を5名以内とし、第5条では、委員の任期を2年とするものがございます。また、第6条では審査会の会長の選任と職務について定めようとするものがございます。第7条では、審査会の調査権限について、定めるものがございます。

10ページをご覧ください。

第8条から第10条までは、審査会への意見陳述や意見書等の提出について定めるものがございます。第11条では、審査請求に係る調査審議を非公開とするものがございます。第12条では、審査会からの答申の処理について定めようとするもので、諮問に対する答申の写しを関係者に送付し、答申の内容を公表しようとするものがございます。

附則でございますが、附則第1項につきましては、本条例の施行期日を令和5年4月1とするものがございます。附則第2項及び第3項では、本条例の施行に伴う経過措置を規定するものがございます。

12ページをご覧ください。

第4項では、本条例の施行に際し、君津富津広域下水道組合情報公開条例の審査会に係る部分を削除し、規定の整理をしようとするものがございます。

次に、議案第3号 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

13ページをご覧ください。

本条例は、地方公務員法の一部改正に伴い、職員の定年を段階的に引き上げるとともに、管理監督職勤務上限年齢制及び定年前再任用短時間勤務制を導入しようとするものでございます。

議案参考資料の8ページをご覧ください。

職員の定年等に関する条例新旧対照表で説明いたします。右側が現行で、左側が改正案となります。

初めに、本則に、目次と第1章から附則までの章を付すものでございます。第3条では、職員の定年を年齢65歳とするものでございます。

10ページをご覧ください。

第7条では、役職定年制について定めるもので、管理監督職の勤務上限年齢を60歳とするものでございます。第8条では、管理監督職以外の職へ降任等を行う場合の基準を定めるものでございます。第9条から第11条までは、管理監督職勤務上限制度の特例について定めるものです。第12条では、年齢60歳以降で、定年前に退職した職員について、本来の定年退職日まで短時間勤務の職に採用することができるものとしてございます。

もう一度議案書18ページへお戻りいただきたいと思います。

附則でございますが、附則第1条では、施行期日を令和5年4月1日とするものでございます。第2条では、定年に関する経過措置として、定年年齢を令和5年4月1日から2年ごとに1歳ずつ上げるものでございます。第3条では、職員が60歳に達する前年度に60歳以降の任用、給与、退職手当に関する情報を提供し、職員の勤務意思を確認するものでございます。第4条では、勤務延長に関する経過措置を定めております。第5条、第6条では、定年退職者等の再任用に関する経過措置を定めており、すでに再任用として勤務している職員及び定年年齢が65年まで到達するまでの間、定年退職した当該職員が、65歳に到達する年度末まで暫定再任用職員として採用できることを規定するものでございます。第7条から第9条では、暫定再任用の職員を採用する際の留意事項等を定めるものでございます。第10条では、定年前再任用短時間勤務職員の経過措置について定めております。

次に、議案第4号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてご説明いたします。

24ページをご覧ください。

本議案は、定年引上げに係る60歳を超える職員の給与の特例や降給に関することなど必要な事項を定めるとともに、所要の規定の整備を行うため、関係条例の一部改正をするものでございます。

議案参考資料の14ページご覧いただきたいと思います。

新旧対照表をご覧いただきたいと思います。

第1条による改正は、君津富津広域下水道組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の改正で、第2条による改正は、君津富津広域下水道組合職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の改正で、それぞれ、引用する条文の整理を行うものでございます。第3条による改正は、一般職の職員の給与等に関する条例の改正で、定年前再任用短時間勤務制や暫定再任用制度の導入に伴う給与等に係る改正でございます。第6条では、定年前再任用短時間勤務職員の給料月額を定めるものでございます。

第13条から19ページの第26条までにつきましては、定年前再任用勤務職員への通勤手当、時間外勤務手当、期末手当等の支給について、定めるものでございます。

附則でございますが、第19項では、60歳に達した日以降の最初の4月1日以降の給料について、給料月額100分の70を乗じて得た額とするものでございます。第20項では、第19項に規定する給料月額7割措置を適用しない職員を定めるものでございます。

20ページをご覧ください。

第21項から第24項につきましては、管理監督職で、ほかの職へ降格等がされた職員、いわゆる役職定年を伴う場合、給料月額100分の70を乗じた額が、降任前の給料月額100分の70を乗じて得た額に達しない場合、その差額に相当する額を支給するものでございます。

別表第1につきましては、別冊議案書の30ページをご覧ください。

定年前再任用短時間勤務制が導入されたことから、行政職給料表の左側に職員の区分の欄を追加する修正をしています。

再び議案参考資料の21ページへお戻りください。

第4条による改正は、職員の育児休業等に関する条例の改正で、22ページをご覧ください。

第5条による改正は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の改正で、23ページの第6条による改正は、君津富津広域下水道組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の改正で、第7条による改正は、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の改正で、それぞれ、引用する条文の整理を行うものでございます。

議案書の34ページをご覧ください。

附則でございますが、附則第1条につきましては、施行期日を令和5年4月1とするものでございます。第2条では、本附則における用語の定義を定めるものでございます。第3条では、暫定再任用職員の給与等について、そして、36ページの第4条では、暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間、休暇等について、定めるものでございます。

次に、議案第5号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

37ページをご覧ください。

12月の臨時議会において、一般職員の給料月額及び期末・勤勉手当の支給率を引き上げたところですが、会計年度任用職員においても一般職員の支給状況を考慮し、条例改正するものでございます。

参考資料の25ページをご覧いただきたいと思います。新旧対照の表になります。

期末手当の支給率を100分の125を100分の127.5に、100分の2.5を引き上げ、年間で100分の5引き上げるものでございます。

別表第1につきましては議案書の39ページになります。

議案書の39ページから41ページの給料表のとおりですが、1級については、最大で4,000円の引き上げ、2級については、最大3,000円の引上げとし、給料表を改正しております。

42ページをご覧ください。

附則として、令和5年4月1日から施行しようとするものです。

次に、議案第6号 令和4年度君津富津広域下水道組合下水道事業会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

議案別冊、補正予算書（第2号）の1ページをご覧ください。

本補正予算は、建設改良費を見直したところ不要額が見込まれたことから、減額補正するものでござ

ざいます。

それでは補正予算書に基づいて説明いたします。

第1条につきましては、総則でございます。第2条では、予算第4条で定めた資本的収入及び支出の資本的収入を1億8,799万2,000円減額し、5億6,703万5,000円に、資本的支出を1億9,177万4,000円減額し、9億5,932万5,000円に補正するものでございます。

主な内容につきましては、10ページ、11ページをご覧ください

最初に下段の支出の部でございますが、1款1項1目管渠建設費286万円の減額は、当初予定していた公共下水道事業アクションプラン策定事業について、君津市、富津市が策定する汚水適正処理構想の中で策定することとなったため、減額をするものでございます。

2目処理場建設費1億8,891万4,000円の減額は、令和4年度、5年度の継続費設定している終末処理場ストックマネジメント更新事業で汚泥脱水機の更新になりますが、国庫補助金の内示額が要望額より減額されたことから、事業内容を見直し減額するものでございます。

上段の収入の部でございますが、1款1項1目企業債の8,760万円の減額及び3目国庫補助金の1億39万2,000円の減額は、処理場建設費の減額に伴う財源調整でございます。

1ページをご覧ください。

第3条では、予算第5条に定めた継続費の補正でございます。令和4年度、5年度の継続費設定されている終末処理場ストックマネジメント更新事業汚泥脱水設備の更新について、継続費の総額を10億400万円から8億800万円に、令和4年度の年割額を2億5,600万円から1億2,800万円に、令和5年度の年割額を7億4,800万円から6億8,000万円にそれぞれ補正するものでございます。

次に2ページをご覧ください。

公共下水道整備事業の借入限度額を3億400万円から2億1,640万円に補正しようとするものでございます。

4ページの実施計画、そして、5ページの予定キャッシュフロー計算書、6、7ページの予定貸借対照表につきましては、今回の補正により整理したものでございます。

次に、議案第7号 令和5年度君津富津広域下水道組合関係市負担金及び出資金の負担方法についてご説明申し上げます。

議案書の最終のページ43ページをご覧ください。

君津市、富津市の負担金及び出資金の負担割合については、組合規約第14条第2項に定められておりますが、職員の人件費等については、毎年、組合規約第14条第3項の規定により、組合議会の議決を経て、関係市負担金及び出資金の負担方法を定めているものでございます。

下段の1の一般職の職員の人件費については、(1)から(3)のとおり、実績汚水量比と計画汚水量比により負担することとし、2の定期健康診断に係る経費につきましては、派遣市がそれぞれ負担することとします。これらの取扱いについては、令和4年度と同様となっております。

なお、令和5年度の実績汚水量比は、君津市が86.9%、富津市が13.1%と見込んでおり、4年度と比較し、君津市が0.4%増となっております。計画汚水量比については、君津市が70.7%、富津市が29.3%で、4年度と変更はありません。

次に、議案第8号 令和5年度君津富津広域下水道組合下水道事業会計予算についてご説明申し上げます。

令和5年度予算につきましては、電気料金をはじめ物価の急激な上昇の影響により、厳しい財政運営が見込まれる中、未整備区域の解消に向けた管渠整備や施設の計画的な老朽化対策を実施し、市民に安定的なサービスを提供することに努める予算編成としております。

議案別冊、令和5年度君津富津広域下水道組合下水道事業会計予算書の1ページをご覧ください。

初めに、第1条につきましては、総則でございます。次に、第2条につきましては、本組合の基本的な目標とする業務の予定量を定めるものです。(4)の主要な建設改良事業につきましては、管渠建設費を前年度比17.4%減の2億1,019万3,000円を予定しております。処理場建設費は、前年度比106%の増の8億490万円を予定しております。

事業の内容につきましては、43ページに記載がありますが、別紙の令和5年度主要な建設改良事業をご覧くださいと思います。

両市に関わる事業として、1の終末処理場ストックマネジメント更新事業は備考欄のとおり、令和4年度、5年度の継続費設定している汚泥脱水設備の更新で、令和5年度の事業費として6億8,000万円を計上しています。

また、2の終末処理場ストックマネジメント更新事業は、備考欄のとおり、新たに令和5年度、6年度の継続費とし、最初沈殿池の汚泥かき寄せ機の更新をするもので、令和5年度の事業費として1億2,490万円を計上しています。

3の公共下水道事業全体計画変更事業は、現在、組合の構成市において汚水適正処理構想の見直しを行っており、これに基づき、全体計画を見直すもので1,917万3,000円を計上しております。

4の公共下水道流量計算表修正業務委託は、現在、組合で所有している流量計算表が現況と相違しているため、修正を行うもので720万5,000円を計上しております。

君津市に関わる事業では、5の中野・中富污水枝線築造事業として、令和4年度に整備した中富地区の家屋調査や測量業務などを予定しており3,000万円を計上しております。

6の面整備管築造事業は、公共污水樹の設置を16か所見込み、1,700万円を計上しております。

7の中富雨水枝線築造事業は、4年度から整備しておりますが、残りの156メートルの雨水排水路の整備費として、3,600万円を計上しております。

10の下水道管路施設ストックマネジメント点検・調査は、人見から外箕輪までの君津污水1号幹線と坂田地区の一部の管路3,000メートル、マンホール105か所について、調査する予定で1,995万4,000円を計上しております。

また、富津市に関わる事業としましては、8の大堀雨水枝線築造事業は、大堀地区で雨水整備計画にある雨水排水管85メートルの整備を予定しており、7,376万1,000円を計上しております。

9の汚水ます設置事業は、公共污水樹の設置を11か所見込み、710万円を計上しております。

再度1ページへお戻りください。

第3条につきましては、収益的収入及び支出でございます。まず収益的収入の総額としまして、第1款、下水道事業収益は31億3,846万4,000円を予定しており、前年度当初予算額と比べ、約0.3%の減額となり、前年度と同規模となっております。

内訳としまして、第1項、営業収益は、下水道使用料、関係市負担金、認可区域外流入負担金等の収益で、11億132万5,000円を予定しております。

第2項、営業外収益は、営業活動以外の要因により生ずる収益である預金利子、関係市負担金、長

期前受金戻入等の収益で20億3,713万9,000円を予定しております。

次に、収益的支出の総額としまして、第1款、下水道事業費用は、29億9,076万9,000円を予定しており、前年度当初予算額と比べ、約2.8%増となっております。これにつきましては、動力費である電気料金の高騰が主な要因となっております。

内訳としまして、第1項、営業費用は、組合運営に係る事務経費、管渠や処理場など施設の維持管理費、減価償却費など営業活動のために生ずる費用で、28億7,440万3,000円を予定しております。第2項、営業外費用は、企業債及び一時借入金などの利子で1億886万6,000円を予定しております。第3項、予備費750万円につきましては、前年度と同額を計上するものでございます。

次に、2ページをご覧ください。

第4条は、資本的収入及び支出でございますが、まず、資本的収入の総額としまして、第1款、資本的収入11億1,049万4,000円を予定しており、前年度当初予算額と比べ、約47%増となっております。これは、建設改良費の増加に伴い、財源となる企業債や国庫補助金が増加することによるものでございます。

内訳といたしまして、第1項、企業債は、建設改良事業に伴う借入れで4億7,590万円を予定しております。第2項、出資金は、建設改良費及び企業債元金の償還に充当する両市からの繰入金で1億8,289万1,000円を予定しております。第3項、補助金は、建設改良事業に伴う国庫補助金で4億5,165万円を予定しております。第4項、負担金は、平成30年度に供用開始した中野地区の受益者負担金で5万3,000円を予定しています。

次に、資本的支出の総額としまして、第1款、資本的支出は、15億3,169万9,000円を予定しており、前年度当初予算額と比べ、約32.7%増となっております。これは、先ほど、ご説明した事業の実施により建設改良費が増加することが主な要因でございます。

内訳といたしまして、第1項、建設改良費は、処理場、管渠に係る建設事業費及び当該業務に従事する職員の給料等で10億8,486万4,000円を予定しております。第2項、固定資産購入費は、処理場の水質分析用機器の購入など、管理用備品の費用で、305万5,000円を予定しております。第3項、企業債償還金は、企業債の償還元金で4億3,628万円を予定しております。第4項、予備費750万円は、前年度と同額を計上しております。なお、第4条中の括弧書きには、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する4億2,120万5,000円の補填財源について記載しております。

次に、第5条の継続費は、君津富津終末処理場ストックマネジメント更新事業で最初沈殿池のかき寄せ機などの更新によるもので、令和6年度までの継続費の総額と年割額を定めるものでございます。

次に、3ページをご覧ください。

第6条は、企業債を借り入れるに当たり、4億7,590万円を限度として、起債の方法、利率及び償還方法を定めるものでございます。第7条は、一時借入金の限度額を定めるもので、令和4年度と同額の5億円とするものでございます。

次に、8ページをご覧ください。

令和5年度君津富津広域下水道組合下水道事業予定キャッシュフロー計算書でございます。この予定キャッシュフロー計算書につきましては、1、業務活動、2、投資活動、3、財務活動による現金の増減を示すものでございます。下から3段目、4の資金増加額を880万6,840円と見込んでおり、6の令和5年度の資金期末残高は、約7億4,039万1,472円となる予定でございます。

次に、9ページから13ページにつきましては、給与等に関する状況でございます。

次に、14ページ、15ページをご覧ください。

継続費に関する調書でございます。上段は、4年度、5年度の継続費が設定されている終末処理場ストックマネジメント更新事業で汚泥脱水設備の更新をするもので、下段は、5年度、6年度で継続費設定される終末処理場ストックマネジメント更新事業で最初沈殿池の更新をするものです。

次に16ページをご覧ください。

令和5年度君津富津広域下水道組合下水道事業予定貸借対照表でございます。これは、令和4年度の決算見込みと、令和5年度の予算執行を見込んで、令和6年3月31日現在として作成しております。資産の部でございますが、1の固定資産、2の流動資産を合わせました資産合計は、一番下の二重線のとおり、342億6,380万2,834円でございます。

17ページをご覧ください。

次に、資産の財源として、負債の部、3の固定負債、4の流動負債、5の繰延収益の合計、右の中段になります。二重線の負債合計293億6,960万3,542円と、資本の部、6の資本金、7の剰余金の合計、下から2行目の資本合計が約49億円となっており、合わせて、一番下の二重線の負債資本合計が342億6,380万2,834円でございます。

18ページ、19ページは、令和4年度君津富津広域下水道組合下水道事業予定貸借対照表でございます。

20ページは、令和4年度の君津富津広域下水道組合下水道事業予定損益計算書でございます。

24ページから41ページには、令和5年度君津富津広域下水道組合会計予算実施計画内訳書として、予算の明細を記載しております。

職員人件費以外の主なものについて説明させていただきます。

24ページ、収益的収入の1款、1項、1目、下水道使用料9億6,178万8,000円は、一般家庭の使用水量が減少傾向のため、令和4年度に対し859万4,000円の減を見込んでおります。

26ページ、27ページをご覧ください。

収益的支出の主なものについてですが、2目、管渠費9,257万1,000円は、管渠の維持管理に要する費用で、前年度比で約1,800万円の増額となっております。

主なものとして、27ページ、17節の管渠等を維持管理するための委託料や、23節の修繕費等を計上しております。5年度は、ストックマネジメント点検調査のシステム更新や管渠に設置してある水位計の修繕費用などを見込んだため、増額となっております。

28ページ、29ページをご覧ください。

5目、処理場費6億8,738万3,000円は、前年度比で約6,000万円の増額となっております。終末処理場の維持管理の経費で、主なものとしては、15節動力費の電気料金、17節委託料の処理場の維持管理や汚泥処理などに係る業務委託料、31ページの23節の修繕費となります。増額の主な原因としましては、電気料金の高騰によるものです。6目、業務費1億1,052万5,000円は、主なものとして、17節の委託料で、下水道使用料徴収業務に係るかずさ水道広域連合企業団への委託費等を計上しております。

36ページから41ページの資本的収入及び支出につきましては、建設改良事業について説明させていただきましたので、省略させていただきます。

42ページをご覧ください。

企業債の現在高の見込みに関する調書で、令和5年度末の現在高見込額は、表の右下に記載のとおり79億9,274万4,000円で、内訳は、君津地区64億7,532万円、富津地区15億1,742万4,000円となる見込でございます。

以上で議案第1号から議案第8号までの補足説明を終わります。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（石井志郎君） 以上で補足説明が終わりました。

これより、議案ごとに順次質疑、討論、採決を行います。

初めに、議案第1号 君津富津広域下水道組合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についてに対する質疑でございますが、通告による質疑はございませんでしたので、質疑を終結したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（石井志郎君） ご異議ないものと認め、質疑を終結いたします。

次に、議案第1号に対する討論を行います。

（「なし」との声あり）

○議長（石井志郎君） 討論もないようでございますので、討論を終結し、採決いたします。

議案第1号 君津富津広域下水道組合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について、原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（石井志郎君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号 君津富津広域下水道組合情報公開・個人情報保護審査会条例の制定についてに対する質疑でございますが、通告による質疑がございませんでしたので、質疑を終結したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（石井志郎君） ご異議ないものと認め、質疑を終結いたします。

次に、議案第2号に対する討論を行います。

（「なし」との声あり）

○議長（石井志郎君） 討論もないようでございますので、討論を終結し、採決いたします。

議案第2号 君津富津広域下水道組合情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について、原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（石井志郎君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてに対する質疑でございますが、通告による質疑はございませんでしたので、質疑を終結したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（石井志郎君） ご異議ないものと認め、質疑を終結いたします。

次に、議案第3号に対する討論を行います。

（「なし」との声あり）

○議長（石井志郎君） 討論もないようでございますので、討論を終結し、採決いたします。

議案第3号 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（石井志郎君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてに対する質疑でございますが、通告による質疑はございませんでしたので、質疑を終結したいと思いますのですが、これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（石井志郎君） ご異議ないものと認め、質疑を終結いたします。

次に、議案第4号に対する討論を行います。

（「なし」との声あり）

○議長（石井志郎君） 討論もないようでございますので、討論を終結し、採決いたします。

議案第4号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（石井志郎君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてに対する質疑でございますが、通告による質疑はございませんでしたので、質疑を終結したいと思いますのですが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（石井志郎君） ご異議ないものと認め、質疑を終結いたします。

次に、議案第5号に対する討論を行います。

（「なし」との声あり）

○議長（石井志郎君） 討論もないようでございますので、討論を終結し、採決いたします。

議案第5号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（石井志郎君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号 令和4年度君津富津広域下水道組合下水道事業会計補正予算（第2号）に対する質疑でございますが、通告による質疑はございませんでしたので、質疑を終結したいと思いますのですが、これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(石井志郎君) ご異議ないものと認め、質疑を終結いたします。

次に、議案第6号に対する討論を行います。

(「なし」との声あり)

○議長(石井志郎君) 討論もないようでございますので、討論を終結し、採決いたします。

議案第6号 令和4年度君津富津広域下水道組合下水道事業会計補正予算(第2号)原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(石井志郎君) 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号 令和5年度君津富津広域下水道組合関係市負担金及び出資金の負担方法についてに対する質疑でございますが、通告による質疑はございませんでしたので、質疑を終結したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(石井志郎君) ご異議ないものと認め、質疑を終結いたします。

次に、議案第7号に対する討論を行います。

(「なし」との声あり)

○議長(石井志郎君) 討論もないようでございますので、討論を終結し、採決いたします。

議案第7号 令和5年度君津富津広域下水道組合関係市負担金及び出資金の負担方法について、原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(石井志郎君) 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号 令和5年度君津富津広域下水道組合下水道事業会計予算に対する質疑でございますが、質疑の通告がありましたので、6番、下田剣吾君の発言を許可します。

6番、下田剣吾君。

○6番(下田剣吾君) 6番、下田剣吾でございます。

議案第8号 令和5年度君津富津広域下水道組合下水道事業会計予算について、2点質問いたします。

電気代が高騰したりする中で、また、国からの補助が獲得できなかった部分もあり、大変苦勞された中で、この予算組みがなされたわけでございますが、中期的な課題も含めて、2点お伺いできればと思います。

1点目は、下水道事業に関して、脱炭素や環境に資する取組であるということで、環境債や、グリーンボンド、サステナビリティボンドといわれるような債権の発行をしている自治体が出始めております。国の支援も受けられるようですので、こうしたことを将来的に検討してはどうかというのが1点でございます。

2点目は、下水終末処理場で発生する汚泥について、ガス化をして発電をしたり、将来的な営業外収益を増やすことを目指して、肥料化、そういったものに取り組むというもの、一つ考え方ではない

かと思しますので、その2点について、考え方をお聞きします。

○議長（石井志郎君） 事務局長、長田幸二君。

○事務局長（長田幸二君） お答えいたします。

財政向上のための環境債の活用についてのご質問にお答えいたします。

国の制度や財政状況を今後も把握しながら、現行の調達先だけでなく、比較的自由度が高い環境債の発行など、そういったものを様々な資金調達の手法について検討していきたいと思っております。

そして、2点目の汚泥の二次利用を活用してはどうかとのご質問ですが、こちらにつきましては、下水処理場で発生する汚泥の処理について、減量や再利用というのが義務づけられております。近年では、汚泥からの発生ガスによる発電に加え、汚泥の堆肥化など、全国的に環境配慮の取組が進められていますので、現在、本組合では、発生汚泥を全量コンクリート材料などに再生利用しておりますが、他の自治体の事例を調査しながら、堆肥化やガス化などの研究をしてみたいと思っております。

以上でございます。

○議長（石井志郎君） よろしいですか。

以上で、通告による質疑は終わりました。

ほかにご質疑ございますか。

（「なし」との声あり）

○議長（石井志郎君） ほかに質疑もないようでございますので、質疑を終結したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（石井志郎君） ご異議ないものと認め、質疑を終結いたします。

次に、議案第8号に対する討論を行います。

（「なし」との声あり）

○議長（石井志郎君） 討論もないようでございますので、討論を終結し、採決いたします。

議案第8号 令和5年度君津富津広域下水道組合下水道事業会計予算、原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（石井志郎君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第4 発議案第1号（提案理由説明）

○議長（石井志郎君） 日程第4、発議案第1号を議題といたします。

なお、議案の朗読につきましては、省略いたしますので、ご了承願います。

直ちに、提案理由の説明を求めます。

提出者、平野英男君。

（11番平野英男君登壇）

○11番（平野英男君） 11番、平野英男でございます。

発議案第1号 君津富津広域下水道組合議会の個人情報の保護に関する条例の制定について、私の

ほうから説明いたします。

国の個人情報の保護に関する法律が改正され、地方公共団体の執行機関は、令和5年4月1日から、改正法から直接適用されることになりました。議会は、国や裁判所と同様に改正法の適用除外となされており、現在、議会は君津富津広域下水道組合個人情報保護条例において、実施機関の一つとして位置づけられ、制度を適用しておりますが、今後は、議会が独自に規定を整備する必要があることから、個人情報の適正な取扱いに関し、必要な事項を定めるため、新たに条例を制定するものであります。

なお、施行の期日につきましては、令和5年4月1日としようとするものでございます。

よろしくご審議賜り、全会一致をもちまして、可決いただきますようお願い申し上げます、私からの提案理由とさせていただきます。

○議長（石井志郎君） 提案説明の説明が終わりましたので、これより、発議案第1号 君津富津広域下水道組合議会の個人情報の保護に関する条例の制定について質疑、討論、採決を行います。

まず、質疑でございますか、事前通告はございませんで、質疑もないようでございますので、質疑を終結したいと思いますのですが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（石井志郎君） ご異議ないものと認め、質疑を終結いたします。

次に、発議案第1号に対する討論を行います。

（「なし」との声あり）

○議長（石井志郎君） 討論もないようでございますので、討論を終結し、採決いたします。

発議案第1号 君津富津広域下水道組合議会の個人情報の保護に関する条例の制定について、原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（石井志郎君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本定例会に付議されました案件の全部を議了いたしました。

○

管理者挨拶

○議長（石井志郎君） ここで閉会に当たりまして、管理者から挨拶があります。

管理者、石井宏子君。

（管理者石井宏子君登壇）

○管理者（石井宏子君） 閉会に当たりまして、一言お礼のご挨拶を申し上げます。

本定例会に提案いたしました議案につきましては、原案どおり可決いただき、誠にありがとうございました。

依然として厳しい財政状況の中、効率的な事業執行に配慮し、今後の事業運営に当たってまいりますので、議員皆様のお力添えをお願い申し上げます、閉会に当たっての挨拶といたします。

本日はありがとうございました。

○議長（石井志郎君） これをもちまして、令和5年第1回君津富津広域下水道組合議会定例会を閉会といたします。

ご苦労さまでございました。

令和5年3月3日午後4時3分

閉会

上記会議の顛末を録し相違ないことを証するためここに署名する。

令和5年3月3日

君津富津広域下水道組合議会議長 石井志郎

署名議員 宇野晋平

署名議員 千倉淳子